

医薬品等副作用被害救済制度の対象とならない医薬品の一部を改正する件新旧対照表

○医薬品等副作用被害救済制度の対象とならない医薬品（平成十六年厚生労働省告示第百八十五号）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>一〇四十九（略）</p> <p>五十（略）</p>	<p>一〇四十九（略）</p> <p>五十 コバルトプロトポルフィリン、その塩類及びそれらの製剤</p>
<p>五十一 酢酸（〇R・六R・六aR・七R・一三S・一四S・一六R）―ガ・八・一四―トリヒドロキシ―セ・九―ジメトキシ―四・一〇・二三―トリメチル―一九―オキソ―三・四・六a・七・一二・一三・一四・一六―オクタヒドロ―二H・六H―スピロ〔六・一六―（エピチオプロパノオキシメタン）―七・一三―エピミノベンゾ〔四・五〕アゾシノ〕―一・二―b〕―一・三〕ジオキソロ〔四・五―h〕―イソキノリン―二〇・ノ―イソキノリン〕―五―イル（別名トラベクテジン）及びその製剤</p>	<p>（新設）</p>
<p>五十二〇～百二十</p> <p>百二十一（略）</p>	<p>五十一〇～百十九</p>
<p>百二十二 N―（四―ブromo―二―フルオロフェニル）―六―メトキシ―七―〔（一―メチルピペリジン―四―イル）</p>	<p>百二十 五―ブromo―一―デオキシウリジン（別名ブロクスウリジン）及びその製剤</p> <p>（新設）</p>

メトキシ」キナゾリンー四ーアミン（別名バンデタニブ）
及びその製剤

百二十三（略）

百二十四～百六十一（略）

百二十一 ーヘキシルカルバモイルー五フルオロウラシ
ル（別名カルモフル）及びその製剤

百二十二～百五十九（略）